

平成26年11月21日

佐賀市議会議長 黒田利人様

議会運営等改革検討会
会長 江頭弘美

議会運営等に関する検討結果について（第2次中間答申）

平成25年12月13日付けで議長から諮問のあった議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

なお、議長におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。

記

1 答申事項

議案質疑

2 答申内容

「一括質問一括答弁方式とし、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は3回まで」とする現在の手法では、2以上の議案に対する質疑が行われる場合、質疑と答弁が混在し、議員・執行部はもとより聞いている市民等にわかりにくいと思われるため、「一括質問一括答弁と一問一答の併用方式とし、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は、一括質問一括答弁を1回、これに続き行う一問一答を通告した項目ごとに2回まで」とする手法に改めるべきである。

3 答申に係る附帯意見

答申した手法では、質疑する議案の数によっては、登壇回数が増により会議時間が長くなることも想定されるため、議案質疑のあり方（一般に、議案に対する疑義を質すもので、個人の意見は質問を補足するために必要な範囲で認められ、賛成・反対の意思表示を認めるものではないとされる。）を議会として再確認し、簡潔・明瞭かつ効率的な質疑を行う必要がある。

補足資料

1 検討の経緯

(1) 第8回検討会（7月24日）

委員から以下の問題提起があった。

⇒ 議案質疑は、「一括質問一括答弁方式で、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は3回まで」となっているため、複数の議案に対する質疑をするときは、質問及び答弁ともに混在し、わかりにくい状況にある。

発言回数を議案ごとに3回までに改め、質疑を議案ごとに完結していく等、わかりやすい議案質疑にできないか。

これを受け、委員間で自由討議を行い、現在の手法は傍聴者や市民等、聞く側にとってもわかりにくいなど、問題提起に同調する意見が大勢を占める一方で、質疑に要する時間の延長を不安視する意見もあった。また、議案質疑の範囲を逸脱していると思われる質疑もあるため、手法を改める前提として、議案質疑のあり方についての共通認識が必要であるとの意見が多くだされ、最終的には、以下の事項を確認し、次の会議で再度協議することを決定した。

⇒ 質疑ごとに区分したほうがよい。しかし、本会議の効率的な運営の観点等から質疑方式の変更（一問一答方式の導入や併用）や回数・時間等の制限については、他市議会の状況等を調査したうえで再度協議する。

なお、これとは別に、議案質疑のあり方（一般に、議案に対する疑義を質すもので、個人の意見は質問を補足するために必要な範囲で認められ、賛成・反対の意思表示を認めるものではないとされる。これは議案に対しては、後に賛成討論・反対討論が制度として用意されていることからわかる。）を再認識し、これを遵守した議員個々の質疑、並びに議長の議事運営が必要である。

(2) 第9回検討会（8月21日）

協議に先立ち、県内各市と県庁所在都市を対象に実施した「議案質疑に関する調査結果（後掲参照）」を確認した。

この調査結果をうけ、委員間で自由討議を行い、まず、質疑の手法については、一括質問一括答弁と一問一答の併用方式に変更すること、質疑回数の制限については、3回までとしている現在の制限を基準に、一括質問一括答弁を1回とし、これに引き続き行う一問一答を議案ごとに2回までとすることなどを決定した。

この決定をうけ、前回の会議と同様に質疑に要する時間の延長を不安視する意見が出されたが、現状の質疑登壇者数から、そう大きな影響はないと思われる。質疑の手法の変更後の状況により検討すればよいとする意見が大勢を占め、質疑時間の制限については見送られることになった。

(3) 第10回検討会（9月29日）

前回の会議の決定事項を下記のとおり文章化し、確認した。

⇒ 「一括質問一括答弁方式とし、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は3回までとする」現在の手法では、2以上の議案に対する質疑が行われる場合、質疑と答弁が混在し、議員・執行部はもとより聞いている市民等にわかりにくいと思われるため、「一括質問一括答弁と一問一答の併用方式とし、質疑する議案の数にかかわらず、ひとりの議員の発言回数は、一括質問一括答弁を1回、これに続き行う一問一答を議案ごとに2回までとする」手法に改める。

なお、これとは別に、議案質疑のあり方（一般に、議案に対する疑義を質すもので、個人の意見は質問を補足するために必要な範囲で認められ、賛成・反対の意思表示を認めるものではないとされる。これは議案に対しては、後に賛成討論・反対討論が制度として用意されていることからわかる。）を再認識し、これを遵守した議員個々の質疑、並びに議長の議事運営が必要である。

確認のなかで、「議案ごと」を「通告した項目ごと」としたほうが、現在の事前通告に整合するとの修正意見があり、協議の結果、意見どおり修正することを決定した。

(4) 第11回検討会（10月10日）

委員から「具体的な手法まで決定しており、事務手続き等の問題はあるが、早期に実施に移していくという意味で、すぐに答申すべき」との意見が出され、当検討会の決定事項の取り扱い（具体的な方法等を明らかにしている項目はその都度答申する。）に照らし、協議を行った結果、この項目（議案質疑）単独で議長に答申することを決定した。

(5) 第12回検討会（11月18日）

中間答申（第2次答申）について確認を行った。前回の会議の結果を反映し、文章化した答申（案）に対し、最終確認が行われ、答申（案）どおり議長に答申することを決定した。

2 参考資料

議案質疑に関する調査結果

平成26年8月1日現在の状況に関する回答

【調査対象】
 県内9市 ⇒ 9市回答 (回答率100%)
 県庁所在都市46市区 ⇒ 37市区回答 (回答率80%)

設 問		選 択 肢		当市	県内回答		県庁所在都市回答	
問1	事前通告制ですか？	1	はい	○	6	67%	32	86%
		2	いいえ		3	33%	5	14%
問2	一人の議員の質疑議案数に制限はありますか？	1	なし	○	9	100%	37	100%
		2	あり		0	0%	0	0%
問3	一人の議員の質疑回数に制限はありますか？	1	なし		1	11%	13	35%
		2	あり (質疑議案数に関係なく)	○ 3回	3	33%	15	41%
		3	あり (質疑議案1議案につき)		5	56%	9	24%
問4	一人の議員の質疑時間に制限はありますか？	1	なし	○	7	78%	10	27%
		2	あり (質疑議案数に関係なく)		1	11%	25	68%
		3	あり (質疑議案1議案につき)		1	11%	2	5%
問5	問4で2又は3の「あり」と回答された市にお伺いします。時間には、執行部の答弁時間を含みますか。	1	含む		1	50%	16	59%
		2	含まない		1	50%	11	41%
問6	質疑方式は？	1	一括質問一括答弁	○	3	33%	20	54%
		2	一問一答		4	45%	3	8%
		3	上記1、2併用 (選択制含む)		2	22%	14	38%
参 考 事 項		問3 質疑回数を制限する32都市中 2回=3都市・3回=29都市						
		問4 質疑時間を制限する29都市中 60分以上=12都市・45分以下=9都市・会派割当=8都市						
		問5 質疑時間を制限する29都市中 執行部答弁時間を「含む」都市 60分以上=11/12都市・45分以下=0/9都市・会派割当=6/8都市						
		他 回数と時間ともに制限する都市 17都市						